

や

ま

く

ら

令和5年7月26日

-271号-

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

消費生活
トラブル情報「暮らしのレスキューサービス」を利用
したところ高額な作業料を請求された！

相談事例

自宅のカギを紛失していることに気が付き、あわてて「**最も高額な作業でも8,000円～**」と記載のあるインターネットで検索した業者に依頼した。



「特殊なカギで、開錠と交換で10万円かかる」と**高額な請求**をされた。さらに「こちらはあなたの個人情報を知っている」と脅され**怖くて支払ってしまった**。



対応アドバイス

✓ インターネット広告の**金額表示をうのみにしない**

鍵交換や水回りのトラブル、害虫等の発生トラブルでは原因に応じた作業を行うため、広告や当初の説明どおりの料金で依頼できるとは限りません。安価な価格に飛びつかないようにしましょう



✓ 地元の工務店など**信頼のおける事業者を探しておこう**

鍵や水回りのトラブルといった緊急を要するトラブルに備えて、事前に信頼のおける事業者の情報を調べておき、家族内で共有しておきましょう

✓ 訪問販売の**クーリング・オフ**等が適用できる場合がある

広告等の表示額と実際の請求額が大きく異なる場合など、訪問販売のクーリング・オフができる場合があります。事業者とトラブルになった際は、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

※「暮らしのレスキューサービス」とは、リフォーム工事を除く、事業者が消費者の自宅等に訪問して対処するサービス
参考：国民生活センター『水回り修理「950円～」のはずが…数十万円の高額請求に！』

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が**分かる** 1 → ○郵便番号（7桁）入力

郵便番号が**分からない** 2 → ○固定電話の場合は地域を選択。
携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど

※相談窓口へつながった時点から、通話料金のご負担が発生します（相談は無料です）

注意情報

家族で過ごす時間が増える夏のトラブル ～花火による子どものやけどに注意！～

事故事例

- ・花火で遊んでいる最中に花火の火をつかもうとして受傷（1歳6ヵ月）
- ・靴に火の粉が移り燃えていた（3歳2ヵ月）
- ・花火を捨てる前に先端を握ってしまった（2歳10ヵ月）



3歳以下の子どもの事故が多く発生しています！

ご家族と花火をするときは、取扱説明書に従い、子どもに花火を持たせることは避け、距離を置いて見せるなどして花火を楽しみましょう。

遊ぶ前に確認しよう

✓ 肌の露出が多い服装・履物、裾の広がった服装は控えよう

露出した肌に花火が接触しやけどを負った事例や花火がスカートに着火した事例もあります。服装に注意しましょう。

✓ 風下に立たせない！風が強い日は遊ばせない！

風によって、自分だけでなく周囲で遊ぶ人の花火の火花が接触することがあります。風の強さや風向き、周囲で遊ぶ人との距離に注意しましょう。

✓ すぐに応急処置ができるように水を準備しておこう

花火を消すための水を張ったバケツを用意することに加え、やけどに備え水道の近くで遊ぶ、または水道につながったホースを準備しましょう。

もしも衣服に燃え移り、近くに消火できる水がない場合は、燃えている部分を地面に押し付けると消火しやすくなります。覚えておきましょう。

参考：国民生活センター「花火による子供のやけどに注意しよう」

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999(相談)/083-924-2421(消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。